

1. 共済掛金の割引（プラス割引）の変更について

No.	Question	Answer
1	なぜ共済掛金の割引（プラス割引）を変更したのですか？	<p>プラス割引は、JA 共済フォルダー（以下「フォルダー」といいます。）にご登録いただいている共済契約の共済金額等に応じて付与されるポイント（複数の共済契約をご登録いただいている場合はそのポイントの合計）が 30 ポイントを超えているなど所定の条件を満たした共済契約の共済掛金を割引する制度でした。</p> <p>これまで多くのご契約者様にフォルダーにご登録いただき、割引についてもご提供してまいりましたが、ご登録いただいている共済契約の合計のポイントにより割引額を算出する制度のため、同じフォルダーにご登録いただいている他の共済契約に変更、解約・満期等があった場合には割引額が変更されることがあるなど、ご契約者様にとってわかりにくい制度となっております。</p> <p>このため、平成 23 年 3 月 31 日以前に既に割引の適用を受けている共済契約については、平成 23 年 4 月 1 日以後も原則として同額の割引額を共済掛金から割り引くこととし（No.2 参照）、その後、他の共済契約の変更、解約・満期等があっても割引額が変わらない制度に変更させていただきました。</p> <p>また、平成 23 年 4 月 1 日以後に新たにご加入、更新またはご継続される共済契約については、割引を行わないこととさせていただきます。</p>

No.	Question	Answer
2	平成 23 年 3 月 31 日以前に既に割引の適用を受けている共済契約について、割引額が変更される場合がありますか？	<p>次の場合には、割引額が変更され、または適用されないことがあります。</p> <p>① 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、プラス割引の適用を受けている共済契約に共済金額の減額等の変更があった場合 <イメージ図></p> <p>平成 22 年度に割引適用となるポイント</p> <p>平成 23 年度以後に割引適用となるポイント <割引が減少します></p> <p>30 ポイント</p> <p>契約日が新しい順に A, B</p> <p>A 契約 20 ポイント</p> <p>B 契約 30 ポイント</p> <p>平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に A 契約の共済金額を減額</p> <p>A 契約 10 ポイント</p> <p>B 契約 30 ポイント</p> <p>② 平成 22 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に、フォルダーにご登録いただいている他の共済契約に解約・満期等があった場合 <イメージ図></p> <p>平成 22 年度に割引適用となるポイント</p> <p>平成 23 年度以後に割引適用となるポイントは 0 <割引がなくなります></p> <p>30 ポイント</p> <p>契約日が新しい順に A, B</p> <p>A 契約 20 ポイント</p> <p>B 契約 30 ポイント</p> <p>平成 22 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に B 契約が満期により消滅</p> <p>A 契約 20 ポイント</p>

No.	Question	Answer
3	<p>契約日が平成 23 年 3 月 31 日以前の共済契約で、平成 23 年 4 月 1 日以後に更新または継続する共済契約には割引が適用されるのですか？</p>	<p>契約日が平成 23 年 3 月 31 日以前で、平成 23 年 4 月 1 日以後に更新日または継続日を迎える定期生命共済契約、定期医療共済契約、医療共済契約（10 年更新）および継続特約付建物更生共済契約は、割引対象になりません。</p> <p>また、自動車共済契約は平成 23 年 4 月 1 日以後の継続日から割引の対象にはなりません。</p> <p>※ 主契約（終身共済等）に付加されている更新型定期特約につきましては、特約の更新後も引き続き割引が適用されます。</p>
4	<p>平成 23 年 4 月 1 日以後に加入する契約は、共済掛金の割引等はないのですか？</p>	<p>今回のプラス割引の変更にあわせて、平成 23 年 4 月 1 日以後に新たにご加入、更新またはご継続されるご契約について、次の制度を新設します。</p> <p>①生命総合共済および建物更生共済</p> <p>次の条件等を満たす場合に割安な口座振替掛金が適用されます。</p> <p>ア. 払込方法が年払または月払であること（前納期間中の共済契約を含みます。）</p> <p>イ. 共済掛金の払込経路が口座振替であること</p> <p style="text-align: center;">（前納期間中の共済契約の場合は、払込経路は問いません。）</p> <p>※ 生命総合共済契約のうち予定利率変動型年金共済契約は対象から除きます。</p> <p>②自動車共済</p> <p>自動継続特約を付したご契約に対し自動継続割引が適用されます。</p> <p>※ 次のいずれかに該当する場合は割引が適用されません。</p> <p>ア. 多数割引または特別割増・割引を適用する場合</p> <p>イ. 月払契約（団体扱）である場合</p>

2. 「しあわせ夢くらぶ」という名称の終了について

No.	Question	Answer
1	なぜ「しあわせ夢くらぶ」という名称を終了したのですか？	<p>「しあわせ特典」や「しあわせ夢くらぶカード」といった当愛称を前提としたサービスを終了することから「しあわせ夢くらぶ」という名称を終了しましたが、下記のサービスについては引き続きご利用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none">○ インターネットで住所変更等のお手続きを行うことが可能な「夢くらぶネット」(名称を「JA 共済フォルダーネット」に変更しました。)○ 毎年のご案内(フォルダー契約案内書)や、暮らしに役立つ JA 共済の情報・サービスの各種案内(名称を「ふれあい通信」に変更しました。)○ のんびり保養割引サービス(名称を「のんびり保養施設サービス」に変更し、サービス内容を一部変更しました。)○ 健康・介護ほっとライン